

セレクト型はつらつくらぶ事業実施要綱

令和7年4月3日
市長決裁

（目的）

第1条 セレクト型はつらつくらぶ事業（以下「事業」という。）は、秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年3月30日秋田市長決裁）第4条第2号のイに掲げる介護予防普及啓発事業として、日常生活圏域ごとに、高齢者の運動器の機能向上、認知症の予防、閉じこもりの防止および介護予防一般に関する知識の普及啓発を、地域包括支援センター運営事業又は在宅介護支援センター実施業務との連携により実施することで、心身の状態の悪化を予防し、もって健康でいきいきとした生活を支援することを目的として実施するものとする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、秋田市とする。ただし、事業の実施を、適切な事業運営を行うことができると認められる事業者に委託することができるものとする。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、おおむね65歳以上の高齢者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 秋田市に住居を定め、現に居住しているもの
- (2) 要介護認定および要支援認定の有無にかかわらず、介助なしで自力での参加が可能な者

（事業の実施）

第4条 この事業は、地域包括支援センター運営事業又は在宅介護支援センター実施業務との連携の下に、この事業を適切に実施できると認められる施設等において実施するものとする。

（事業内容）

第5条 この事業は、次に掲げる教室等を行うものとし、第2条の規定に

より委託を受け事業を実施する事業者（以下「実施事業者」という。）の長は、次に掲げる教室等を選択して実施できるものとする。

- (1) 筋力向上トレーニング教室
- (2) 認知症予防に関する教室
- (3) e スポーツ教室
- (4) 栄養改善のための料理教室
- (5) 口腔体操、歌唱等の口腔機能維持向上のための活動
- (6) その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

2 実施事業者の長は、前項の選択にあたり、事業参加者の意見を参考にするよう努めなければならない。

（参加者の募集）

第6条 実施事業者の長は、地域包括支援センター運営事業又は在宅介護支援センター実施業務と連携し、事業に参加することが適当と認められる者を随時募集するものとする。

2 前項に定める募集の人数は、おおむね20人を目安として、事業実施に支障が生じない人数までとする。

3 実施事業者の長は、参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告しなければならない。

（実施時間）

第7条 事業の実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間とする。

（実施回数）

第8条 この事業は、各参加者がおおむね3か月間で月2回、参加できるよう実施するものとする。

（参加料等）

第9条 参加料は、無料とする。ただし、第5条各号に定める教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

（効果判定）

第10条 実施事業者の長は、事業実施の初回と最終回の前の回に効果測定を、最終回に参加者の自己診断アンケートを実施するものとする。

2 実施事業者の長は、事業実施の最終回に、参加者に対して、効果測定等の結果を通知するものとする。

(遵守事項)

第11条 参加者、実施事業者の長および市長は、次に定める事項を承認かつ遵守し、事業の適正実施に努めるものとする。

(1) 参加者は、故意に他の参加者および実施事業者の長に迷惑をかけるような行為は、決して行わないものとする。

(2) 参加者は、実施事業者の職員から指示されたことには従うものとする。

(3) 参加者は、市長が必要と認めて行った指示に対しては従うものとする。

(4) 実施事業者の長は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、参加者のケース記録および経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(5) 実施事業者の長は、市長が必要と認める時は、前号の必要書類を速やかに提出しなければならないものとする。

(6) 市長は、事業の実施について、市民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、関係法令の趣旨を尊重して関係機関の協議により定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月3日から施行する。